

令和3年8月19日

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について  
（「緊急事態宣言」を受けて）

加古川市幼児保育課

兵庫県は、8月20日から9月12日まで、国の緊急事態宣言の対象地域に指定されました。つきましては、緊急事態宣言が発出されている期間における対応は以下のとおりです。  
なお、今後状況に変化があった場合には、今回の取扱いに変更が生じることがあります。

記

1 保育所等の運営について

通常どおり開所します。

ただし、感染リスクが高い保育・教育活動は行いません。また、参観日など、大勢の人が参加する行事は延期または中止とします。

2 健康管理について

園での感染拡大を防止するため、園児をはじめ、ご家族の皆様の体調管理等についても引き続き手洗いうがいの徹底をお願いします。また、園が行う感染症対策へのご協力も重ねてお願いいたします。

- ・ご家族が濃厚接触者に特定されたり PCR 検査を受けるなど、感染の疑いがある場合には、至急、園へ連絡してください。併せて、園児の登園は控えていただきますようお願いいたします。
- ・また、同居のご家族に発熱等や体調不良の方がいる場合にも、可能な限り登園を控えていただきますようお願いいたします。

3 園児や職員等が陽性と判明した場合

園児や職員等が陽性と判明した場合等は、加古川健康福祉事務所と相談の上、感染拡大防止のため登園自粛や臨時休園の措置をとることがあります。

※なお、緊急事態宣言が再度延長された場合におきましても、宣言が解除されるまでは上記の対応を行います。